

北海道重層的支援体制整備事業交付金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前	【変更理由等】
令和 <u>5</u> 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金交付要綱	令和 <u>4</u> 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金交付要綱	年度改正
(通則) 1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号 。以下「法」という。 ）第 106 条の 9 に基づく令和 <u>5</u> 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金（以下「交付金」という。）については、法、社会福祉法施行令（ 昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。	(通則) 1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号 。以下「法」という。 ）第 106 条の 9 に基づく令和 <u>4</u> 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金（以下「交付金」という。）については、法、社会福祉法施行令（ 昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。	年度改正
(交付の目的) 2 この交付金は、市町村（広域連合及び一部事務組合等を含む。以下同じ。）において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（法第 106 条の 4 第 2 項に規定される重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるため交付する。	(交付の目的) 2 この交付金は、市町村（広域連合及び一部事務組合等を含む。以下同じ。）において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（法第 106 条の 4 第 2 項に規定される重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）に要する経費に充てるため交付する。	
(交付の対象) 3 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、法第 106 条の 4 第 2 項各号の規定に基づき、重層的支援体制整備事業として実施される次の事業とする。 （1）包括的相談支援事業（法 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。） 「重層的支援体制整備事業の実施について」(<u>令和 5 年 8 月 8 日社援発 0808 第 48 号、障発 0808 第 5 号、老発 0808 第 3 号、こ成環第 113 号。</u> 以下同じ。) の別紙に定める包括的相談支援事業 ※ 「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。 ア 介護保険法第（平成 9 年法律第 123 号） 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号。以下同じ。）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（以下「地域包括支援センターの運営」という。)) イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる市町村が行う事業 及び同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号。以下同じ。）に定める相談支援事業に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。ただし、地方交付税により措置する障害者相談支援事業は除く。） ウ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について 」（平成 27 年 5 月 21 日府子本第 83 号、27 文科初第 270 号、雇児発 0521 第 1 号）に定める利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。)) （2）地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイからニまでに掲げる全ての事業	(交付の対象) 3 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、法第 106 条の 4 第 2 項各号の規定に基づき、重層的支援体制整備事業として実施される次の事業とする。 （1）包括的相談支援事業（法 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。） 「重層的支援体制整備事業の実施について」(<u>「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和 3 年 6 月 15 日子発 0615 第 10 号、社援発 0615 第 2 号、障発 0615 第 1 号、老発 0615 第 1 号。</u> 以下同じ。）の別紙に定める包括的相談支援事業 ※ 「包括的相談支援事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。 ア 介護保険法第（平成 9 年法律第 123 号） 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業（「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号。以下同じ。）に定める包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） （以下「地域包括支援センターの運営」という。)) イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる市町村が行う事業 及び同事業を適切に実施することができると認められる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号。以下同じ。）に定める相談支援事業に定める相談支援事業（以下「相談支援事業」という。ただし、地方交付税により措置する障害者相談支援事業は除く。） ウ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業（「利用者支援事業の実施について 」（平成 27 年 5 月 21 日府子本第 83 号、27 文科初第 270 号、雇児発 0521 第 1 号）に定める利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。)) （2）地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイからニまでに掲げる全ての事業	文言の修正

改正後	改正前	【変更理由等】
を一体的に行う事業をいう。以下同じ。) 「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める地域づくり事業 ※ 「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。 ア 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号 に掲げる事業のうち知事が定める事業（「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（以下「地域介護予防活動支援事業」という。)) イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業（「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事業（以下「生活支援体制整備事業」という。)) ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる市町村が行う事業及び同事業を適切に実施することができる認められる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（ただし、交付対象事業は、「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業（以下「地域活動支援センター機能強化事業」という。）とし、地方交付税により措置する基礎的事業は除く。） エ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号）に定める地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。)) <u>（3）多機関協働事業等</u> <u>「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号に規定される事業をいう。以下同じ。）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号に規定される事業をいう。以下同じ。）、多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号に規定される事業及び同項第 6 号に規定される事業を一体的に行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「多機関協働事業等」という。</u> （交付額の算定方法） 4 この交付金の交付額は、別表の区分（以下（1）から （3））ごとに算出された交付額の合計額とする。なお、区分ごとの合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、1 つの区分 <u>（多機関協働事業等を除く）</u> に複数の事業が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。 （1）包括的相談支援事業 次のアからウまでの額の合計額を交付額とする。 ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額 （ア）地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次の A の額に B の額を C の額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第 2 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第 4 欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村 <u>（一部事務組合及び広域連合を除く。以下この項、（イ）、別紙様式第 3 様式 3、別紙様式第 3 様式 5、別紙様式第 5 様式 3 及び別紙様式第 5 様式 5 において同じ。）</u>の一部が重層的支	を一体的に行う事業をいう。以下同じ。) 「重層的支援体制整備事業の実施について」の別紙に定める地域づくり事業 ※ 「地域づくり事業」として一体的に行う事業は以下のとおり。 ア 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号 に掲げる事業のうち知事が定める事業（「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（以下「地域介護予防活動支援事業」という。)) イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業（「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事業（以下「生活支援体制整備事業」という。)) ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる市町村が行う事業及び同事業を適切に実施することができる認められる社会福祉法人等の団体に対して市町村が補助する事業（ただし、交付対象事業は、「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業（以下「地域活動支援センター機能強化事業」という。）とし、地方交付税により措置する基礎的事業は除く。） エ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号）に定める地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。)) （交付額の算定方法） 4 この交付金の交付額は、別表の区分（以下（1）から <u>（2）</u>）ごとに算出された交付額の合計額とする。なお、区分ごとの合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、1 つの区分に複数の事業が含まれる場合は、それぞれで端数の切り捨てを行うものとする。 （1）包括的相談支援事業 次のアからウまでの額の合計額を交付額とする。 ア 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額 （ア）地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次の A の額に B の額を C の額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第 2 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第 4 欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任	「多機関協働事業等」について、令和 5 年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。 文言の修正 文言の追加 文言の追加

改正後	改正前	【変更理由等】
援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において、他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。 ただし、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下「基準年度」という。）から重層的支援体制整備事業を実施する年度（本交付要綱においては令和⁵年度とする。以下「実施年度」という。）までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入 額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額	意事業に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において、他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。 ただし、当該市町村の重層的支援体制整備事業を開始する年度の前々年度（以下「基準年度」という。）から重層的支援体制整備事業を実施する年度（本交付要綱においては令和⁴年度とする。以下「実施年度」という。）までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に地域包括支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域包括支援センターの運営に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される任意事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域包括支援センターの運営に要する費用の額を合算した額とする。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額	年度改正

改正後	改正前	【変更理由等】
B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 地域包括支援センターの開設・廃止等による影響額（地域包括支援センターの開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。 イ 相談支援事業に要する費用相当額 （ア）相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 相談支援事業所等の開設・廃止等による影響額（相談支援事業所等の開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）	B 基準年度における地域包括支援センターの運営に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 地域包括支援センターの開設・廃止等による影響額（地域包括支援センターの開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。 イ 相談支援事業に要する費用相当額 （ア）相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に相談支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における相談支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における相談支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 相談支援事業所等の開設・廃止等による影響額（相談支援事業所等の開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。）	

改正後	改正前	【変更理由等】
ウ 利用者支援事業に要する費用相当額 （ア）利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 利用者支援事業所の開設・廃止等による影響額（利用者支援事業所の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） （2）地域づくり事業 次のアからエまでの額の合計額を交付額とする。 ア 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額 （ア）地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額	ウ 利用者支援事業に要する費用相当額 （ア）利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所の開設・廃止 その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に利用者支援事業所等の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における利用者支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 A 実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、包括的相談支援事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における利用者支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域包括支援センターの運営、相談支援事業、利用者支援事業及び自立相談支援事業（ただし、福祉事務所未設置町村においては福祉事務所未設置町村相談事業）に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 利用者支援事業所の開設・廃止等による影響額（利用者支援事業所の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） （2）地域づくり事業 次のアからエまでの額の合計額を交付額とする。 ア 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額 （ア）地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額	

改正後	改正前	【変更理由等】
なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び総合事業に要する費用と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 地域介護予防活動支援事業の実施・廃止等による影響額（地域介護予	なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される総合事業に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される地域介護予防活動支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における地域介護予防活動支援事業に要する費用の額を合算した額とする。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における地域介護予防活動支援事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 地域介護予防活動支援事業の実施・廃止等による影響額（地域介護予防活動支	文言の削除 文言の削除

改正後	改正前	【変更理由等】
防活動支援事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） イ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額 （ア）生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業に係る拠点の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域	援事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） イ 生活支援体制整備事業に要する費用相当額 （ア）生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の構成市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に地域介護予防活動支援事業の実施・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に生活支援体制整備事業に係る拠点の実施・廃止その他特別な事由が生じた場合における生活支援体制整備事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額に地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を加えた額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額から、地域支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額（※）を控除した額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 （※）一部事務組合及び広域連合の構成市町村の一部が重層的支援体制整備事業を実施する場合、一部事務組合及び広域連合を実施主体として地域支援事業で実	

改正後	改正前	【変更理由等】
支援事業で実施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 生活支援体制整備事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（生活支援体制整備事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） ウ 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額 （ア）地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額と	施される包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額 なお、同一の一部事務組合又は広域連合において、複数の市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合には、一部事務組合又は広域連合を実施主体として地域支援事業で実施される生活支援体制整備事業及び包括的支援事業（社会保障充実分）に要する費用の額と、同一の一部事務組合又は広域連合において他に重層的支援体制整備事業を実施する市町村における生活支援体制整備事業に要する費用の額を合算した額とする。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における生活支援体制整備事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 生活支援体制整備事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（生活支援体制整備事業の実施・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） ウ 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額 （ア）地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に地域活動支援センターの開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。	

改正後	改正前	【変更理由等】
する。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 地域活動支援センターの開設・廃止等による影響額（地域活動支援センターの開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） エ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額 （ア）地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困	A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における地域活動支援センター機能強化事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 地域活動支援センターの開設・廃止等による影響額（地域活動支援センターの開設・廃止による影響額（交付税措置により開設した場合を除く）や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） エ 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額 （ア）地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 ただし、基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じ、知事が必要と認めた場合は、（イ）により算定する。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） （イ）基準年度から実施年度までの間に地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止その他特別な事由が生じた場合における地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額は、次のAの額にBの額をCの額で除した率を乗じて得た額（Eの額）にDの額を加算又は減算して得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める負担割合を乗じて得た額とする。 A 実施年度における地域づくり事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に、地域づくり事業を実施する施設の開設・廃止等による影響額を加算又は減算して得た額 B 基準年度における地域子育て支援拠点事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） C 基準年度における地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業及び生活困窮者支援	

改正後	改正前	【変更理由等】
窮者支援等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） <u>（3）多機関協働事業等</u> <u>ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>イ アにより選定された額に第4欄に定める国の補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</u> （一部事務組合又は広域連合の取扱） 5 一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）が実施主体となる事業がある場合は、当該市町村（一部事務組合等を除く）と一部事務組合等は、4の交付額の算定方法に必要な情報を共有するものとする。なお、基準年度における各事業に要した費用のうち、一部事務組合等が実施主体となった事業分に要した費用については、一部事務組合等を構成する市町村間で合理的かつ簡易な方法で按分して算出して差し支えないものとする。具体的には、当該構成市町村の人口や面積に加え、事業の利用実績、一部事務組合等を組織する市町村の分賦金の負担割合等が挙げられるが、一部事務組合等を組織する市町村間の協議を踏まえ、一部事務組合等の事務負担を考慮した按分方法として差し支えないものとする。 （交付の条件） 6 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。 （1）北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）。この交付要綱及び決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。 （2）事業に要する経費については、別表の「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、<u>「多機関協働事業等」</u>の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。また、各区分の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければならない<u>こととし、「多機関協働事業等」の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事への協議を不要とする。</u> （3）（2）に定める場合のほか、事業の内容を変更するときは、<u>速やかに</u>知事の承認を受けなければならない。ただし、交付金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。 （4）事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 （5）事業が期限までに完了しないとき又は事業の執行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。 （6）事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告	等のための地域づくり事業に要した費用の額（寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額） D 地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止等による影響額（地域子育て支援拠点事業に係る拠点の開設・廃止による影響額や、人員の増減による影響額（ただし、人員の増減による影響額は、Bの額とEの額とを比較して1割以上乖離がある場合に限り勘案する）等知事が必要と認めた範囲における額とする。） （一部事務組合又は広域連合の取扱） 5 一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。以下同じ。）が実施主体となる事業がある場合は、当該市町村（一部事務組合等を除く）と一部事務組合等は、4の交付額の算定方法に必要な情報を共有するものとする。なお、基準年度における各事業に要した費用のうち、一部事務組合等が実施主体となった事業分に要した費用については、一部事務組合等を構成する市町村間で合理的かつ簡易な方法で按分して算出して差し支えないものとする。具体的には、当該構成市町村の人口や面積に加え、事業の利用実績、一部事務組合等を組織する市町村の分賦金の負担割合等が挙げられるが、一部事務組合等を組織する市町村間の協議を踏まえ、一部事務組合等の事務負担を考慮した按分方法として差し支えないものとする。 （交付の条件） 6 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。 （1）北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）。この交付要綱及び決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。 （2）事業に要する経費については、別表の「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。また、各区分の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければならない。 （3）（2）に定める場合のほか、事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。 （4）事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 （5）事業が期限までに完了しないとき又は事業の執行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。 （6）事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。 文言の削除 「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。 文言の追加

改正後	改正前	【変更理由等】
書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。 (7) この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。 (8) (7) の命令に違反したときは、当該事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。 (9) この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。 (10) 事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに別紙様式第 5 による報告書を知事に提出しなければならない。 (11) 補助事業者は、実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。 (12) 補助事業者は、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第 2 によりその金額(実績報告において、(11)により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。 また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、交付金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。 (13) この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。 (14) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。 (15) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号)に規定する処分制限期間)を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 (16) (15)の申請により承認を受けた場合において、交付金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。	書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。 (7) この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。 (8) (7) の命令に違反したときは、当該事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。 (9) この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。 (10) 事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに別紙様式 5 による報告書を知事に提出しなければならない。 (11) 補助事業者は、実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。 (12) 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第 2 によりその金額(実績報告において、(11)により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。 また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、交付金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。 (13) この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。 (14) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。 (15) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号)に規定する処分制限期間)を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。 (16) (15)の申請により承認を受けた場合において、交付金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。	

改正後	改正前	【変更理由等】
(17) (16)に定める場合を除くほか、事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。 (18)交付金と事業に係る予算と決算の関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるとときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。 (19) この事業の完了により相当の収益が生じたときは、交付金の全部又は一部を納付しなければならない。 (20) 次のアからオまでのいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。 ア この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。 イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。 ウ 事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。 エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。 オ アからエまでに掲げる場合のほか、事業に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。 (21) (20)の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。 (22) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。 (23) 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。 (24) (6)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金等の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件	(17) (16)に定める場合を除くほか、事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。 (18)交付金と事業に係る予算と決算の関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるとときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。 (19) この事業の完了により相当の収益が生じたときは、交付金の全部又は一部を納付しなければならない。 (20) 次のアからオまでのいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。 ア この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。 イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。 ウ 事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。 エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。 オ アからエまでに掲げる場合のほか、事業に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。 (21) (20)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。 (22) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。 (23) 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。 (24) (6)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を	

改正後	改正前	【変更理由等】
を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。 (25) 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付さなければならない。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えない。 なお、その場合にあつては、規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「道」とあるのは「市町村」と、(18)中「交付金と事業に係る予算と決算の関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(補助事業等の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。」を「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。」と、(12)中「(11)により減額した事業実施主体」を「(11)により減額した場合」と読み替えるものとする。 また、(11)及び(12)中にある「各事業実施主体の」を削除するものとする。 (26) (25)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事等の承認又は指示を受けなければならない。 (27) 補助事業者等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。 (申請手続) 7 市町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合代表を含む。以下同じ）は、別紙様式第3による申請書を所定の添付書類とともに、別に指示する日までに知事に提出するものとする。 (変更交付申請) 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第4による申請書に關係資料を添えて、7に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。 (交付決定) 9 知事は、交付申請書又は変更交付申請書を受理し、その内容の審査を行い、適正と認めたときは、速やかに交付決定又は決定の変更を行い、別紙様式第6又は別紙様式第7により、決定内容及びこれに付された条件を通知する。 (交付金の概算払) 10 知事は、この交付金の交付を決定したときは、市町村長に対し概算払いを行うことができる。 (実績報告) 11 市町村長は、交付事業が完了したときは、翌年度の4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内）までに別紙様式第5による報告書を、所定の添付書類とともに、知事に提出するものとす	を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。 (25) 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付さなければならない。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えない。 なお、その場合にあつては、規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「道」とあるのは「市町村」と、(18)中「交付金と事業に係る予算と決算の関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業等の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。」を「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。」と、(12)中「(11)により減額した事業実施主体」を「(11)により減額した場合」と読み替えるものとする。 また、(11)及び(12)中にある「各事業実施主体の」を削除するものとする。 (26) (25)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事等の承認又は指示を受けなければならない。 (27) 補助事業者等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。 (申請手続) 7 市町村長（一部事務組合の管理者及び広域連合代表を含む。以下同じ）は、別紙様式第3による申請書を所定の添付書類とともに、別に指示する日までに知事に提出するものとする。 (変更交付申請) 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。 (交付決定) 9 知事は、交付申請書又は変更交付申請書を受理し、その内容の審査を行い、適正と認めたときは、速やかに交付決定又は決定の変更を行い、別記様式第6又は別紙様式第7により、決定内容及びこれに付された条件を通知する。 (交付金の概算払) 10 知事は、この交付金の交付を決定したときは、市町村長に対し概算払いを行うことができる。 (実績報告) 11 市町村長は、交付事業が完了したときは、翌年度の4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内）ま	

改正後	改正前	【変更理由等】
する。 （額の確定方法） 12 この交付金の額は、包括的相談支援事業及び地域づくり事業、<u>多機関協働事業等</u>の額についてそれぞれ確定する。この場合、包括的相談支援事業に含まれる各事業（４の（１）のアからウまでの事業）の額の確定については、各事業に要した費用に、交付額の算定方法において使用した按分率（４の（１）のアからウまでに規定する率をいう。）を乗じて得た額を確定額とする。また、地域づくり事業に含まれる各事業（４の（２）のアからエでの事業）の額の確定についても同様の取扱いとする。 （額の確定通知） 13 知事は、別紙様式第５による報告書を受理し、その内容の審査を行い、適正と認めたときは、この交付金の額の確定を行い、別紙様式第８により通知する。 （交付金の返還等） 14 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について道に返還することを命ずる。また、交付額（地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業に相当する額に限る）に不足が生じている場合は、その不足する部分について交付金を交付するものとする。 （按分率の補正） 15 ４の（１）のアからウ、４の（２）のアからエまでに規定する率については、当該市町村が定める年度（検証対象年度）における包括的相談支援事業及び地域づくり事業に要する費用の額が、同年度におけるこれらの事業に要した額と比較して著しく異なる場合であって、知事が必要と認めた場合は補正するものとする。なお、検証対象年度及び補正の取扱い等については別途示すものとする。 （その他） 16 特別の事情により、４、７、８及び１２に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。 （上限額の管理） 17 地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業（以下「地域包括支援センターの運営等」という。）に要する費用相当額の算定にあたっては、地域包括支援センターの運営等に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」の区分ごとに、別表の第２欄に定める地域包括支援センターの運営等にかかる基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。	る。 （額の確定方法） 12 この交付金の額は、包括的相談支援事業及び地域づくり事業の額についてそれぞれ確定する。この場合、包括的相談支援事業に含まれる各事業（４の（１）のアからウまでの事業）の額の確定については、各事業に要した費用に、交付額の算定方法において使用した按分率（４の（１）のアからウまでに規定する率をいう。）を乗じて得た額を確定額とする。また、地域づくり事業に含まれる各事業（４の（２）のアからエでの事業）の額の確定についても同様の取扱いとする。 （額の確定通知） 13 知事は、別紙様式第５による報告書を受理し、その内容の審査を行い、適正と認めたときは、この交付金の額の確定を行い、別記様式第８により通知する。 （交付金の返還等） 14 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。また、交付額（地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業に相当する額に限る）に不足が生じている場合は、その不足する部分について交付金を交付するものとする。 （按分率の補正） 15 ４の（１）のアからウ、４の（２）のアからエまでに規定する率については、当該市町村が定める年度（検証対象年度）における包括的相談支援事業及び地域づくり事業に要する費用の額が、同年度におけるこれらの事業に要した額と比較して著しく異なる場合であって、知事が必要と認めた場合は補正するものとする。なお、検証対象年度及び補正の取扱い等については別途示すものとする。 （その他） 16 特別の事情により、４、７、８及び１２に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。 （上限額の管理） 17 地域包括支援センターの運営、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業（以下「地域包括支援センターの運営等」という。）に要する費用相当額の算定にあたっては、地域包括支援センターの運営等に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」の区分ごとに、別表の第２欄に定める地域包括支援センターの運営等にかかる基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。	「多機関協働事業等」について、令和５年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。

改正後				改正前				【変更理由等】
	×当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び率 (注) 10 月 1 日時点の住民基本台帳における 65 歳以上高齢者数の当該年度を除く直近 3 か年の平均伸び率				×当該市町村の 65 歳以上高齢者数の伸び率 (注) 10 月 1 日時点の住民基本台帳における 65 歳以上高齢者数の当該年度を除く直近 3 か年の平均伸び率			
2	相談支援事業 知事が必要と認めた額		2 相談支援事業 25/100	2	相談支援事業 知事が必要と認めた額		2 相談支援事業 25/100	
3	利用者支援事業		3 利用者支援事業	3	利用者支援事業		3 利用者支援事業	
(1)	運営費			1)	運営費			
ア	基本型		1/6	ア	基本型		1/6	
	(ア) 基本分 1 か所当たり年額 <u>7,688,000 円</u>				(ア) 基本分 1 か所当たり年額 7,604,000 円			基準額の変更
	(イ) 加算分				(イ) 加算分			
	①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,451,000 円</u>				①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,408,000 円</u>			基準額の変更
	②休日加算 1 か所当たり年額 <u>781,000 円</u>				②休日加算 1 か所当たり年額 <u>758,000 円</u>			基準額の変更
	③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 <u>1,093,000 円</u>				③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 <u>1,082,000 円</u>			基準額の変更
	④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 <u>1,934,000 円</u>				④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 <u>1,877,000 円</u>			基準額の変更
	⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円				⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円			
	⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>774,000 円</u>				⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>751,000 円</u>			基準額の変更
	⑦多機能型加算 1 か所当たり年額 <u>3,270,000 円</u>				⑦多機能型加算 1 か所当たり年額 <u>3,231,000 円</u>			基準額の変更
	⑧一体的相談支援機関連携等加算 1 か所当たり年額 300,000 円				⑧一体的相談支援機関連携等加算 1 か所当たり年額 300,000 円			
イ	特定型			イ	特定型			
	(ア) 基本分 1 か所当たり年額 <u>3,150,000 円</u>				(ア) 基本分 1 か所当たり年額 <u>3,078,000 円</u>			基準額の変更
	(イ) 加算分				(イ) 加算分			
	①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,451,000 円</u>				①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,408,000 円</u>			基準額の変更
	②休日加算 1 か所当たり年額 <u>781,000 円</u>				②休日加算 1 か所当たり年額 <u>758,000 円</u>			基準額の変更
	③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 <u>1,093,000 円</u>				③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 <u>1,082,000 円</u>			基準額の変更
	④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 <u>1,934,000 円</u>				④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 <u>1,877,000 円</u>			基準額の変更
	⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円				⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円			
	⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>774,000 円</u>				⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>751,000 円</u>			基準額の変更

改正後				改正前				【変更理由等】		
	1 か所当たり 4,000,000 円 イ 母子保健型 1 か所当たり 4,000,000 円 ※ ア・イとも令和<u>5</u>年度に支払われたものに限る。 ※なお、<u>2と3</u>の基準額について、上記により難しい場合には、別途、知事が認めた額を基準額とする。				1 か所当たり 4,000,000 円 イ 母子保健型 1 か所当たり 4,000,000 円 ※ ア・イとも令和<u>4</u>年度に支払われたものに限る。 ※なお、<u>1から3</u>までの基準額について、上記により難しい場合には、別途、知事が認めた額を基準額とする。			年度改正 文言の修正		
地域づくり事業	1 地域介護予防活動支援事業 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成 26 年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成 26 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 27 年度から令和<u>5</u>年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和<u>5</u>年度の介護予防支援給付費額 ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成 26 年度予防給付費額及び平成 26 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 27 年度から令和<u>5</u>年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和<u>5</u>年度の予防給付費額 二 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第 37 条の 13 第 8 項第 8 号に規定される特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 平成 29 年度の総合事業費額及び介護保険法施行令第 37 条の 13 第 8 項第 6 号に規定される経過的特定予防給付費額の合算	地域づくり事業の実施に必要な経費	1 地域介護予防活動支援事業	12. 5/100	地域づくり事業	1 地域介護予防活動支援事業 一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成 26 年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成 26 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 27 年度から令和<u>4</u>年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和<u>4</u>年度の介護予防支援給付費額 ロ 当該市町村における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額 （1）平成 26 年度予防給付費額及び平成 26 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 27 年度から令和<u>4</u>年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （2）令和<u>4</u>年度の予防給付費額 二 平成 27 年度から平成 29 年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第 37 条の 13 第 8 項第 8 号に規定される特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ 平成 29 年度の総合事業費額及び介護保険法施行令第 37 条の 13 第 8 項第 6 号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成 30 年度から令和<u>4</u>年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）	地域づくり事業の実施に必要な経費	1 地域介護予防活動支援事業	12. 5/100	年度改正 年度改正 年度改正 年度改正 年度改正

改正後				改正前				【変更理由等】
	額に平成 30 年度から令和5年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（2）に掲げる額を控除して得た額 ロ 平成 29 年度の 総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成 30 年度から令和5年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額 ※1 75 歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 10 により算定される率 ※2 平成 28 年度より総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成 27 年度の予防給付費額及び平成 27 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 28 年度から令和5年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成 27 年度の予防給付費額及び平成 27 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 28 年度から令和5年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 ※3 平成 29 年度より総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成 28 年度の予防給付費額及び平成 28 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 29 年度から令和5年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成 28 年度の予防給付費額及び平成 28 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 29 年度から令和5年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。				に掲げる額を控除して得た額 ロ 平成 29 年度の 総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成 30 年度から令和4年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（2）に掲げる額を控除して得た額 ※1 75 歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 10 により算定される率 ※2 平成 28 年度より総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成 27 年度の予防給付費額及び平成 27 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 28 年度から令和4年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成 27 年度の予防給付費額及び平成 27 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 28 年度から令和4年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 ※3 平成 29 年度より総合事業を開始する場合は、一イ（1）について、平成 28 年度の予防給付費額及び平成 28 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 29 年度から令和4年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（1）について、平成 28 年度の予防給付費額及び平成 28 年度介護予防等事業費額の合算額に、平成 29 年度から令和4年度までの各年度における 75 歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。			年度改正 文言追加 年度改正 年度改正 年度改正 年度改正

改正後				改正前				【変更理由等】
	2 生活支援体制整備事業 以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で知事が認める額とする。 なお、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。 ①在宅医療・介護連携推進事業 ・(a) 及び (b) の合計額 (a) 1,058 千円 (b) 3,761 千円 × 地域包括支援センター数 (注) ② 生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置 ・第1層（市町村圏域）8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域）4,000 千円×日常生活圏域（介護保険法第 117 条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ③認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業 10,266 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・認知症地域支援・ケア向上事業 11,302 千円 ※ただし、一部事務組合又は広域連合等の場合は、		2 生活支援体制整備事業 19.25/100		2 生活支援体制整備事業 以下の①から4の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で知事が認める額とする。 なお、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。 ①在宅医療・介護連携推進事業 ・(a) 及び (b) の合計額 (a) 1,058 千円 (b) 3,761 千円 × 地域包括支援センター数 (注) ②生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置 ・第1層（市町村圏域）8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・第2層（日常生活圏域）4,000 千円×日常生活圏域（介護保険法第 117 条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 ※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ③認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業 10,266 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・認知症地域支援・ケア向上事業 11,302 千円 ※ただし、一部事務組合又は広域連合等の場合は、		2 生活支援体制整備事業 19.25/100	

改正後				改正前				【変更理由等】
	は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ④地域ケア会議推進事業 ・1,272 千円×地域包括支援センター数（注） （注）介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。 3 地域活動支援センター機能強化事業 知事が必要と認めた額 4 地域子育て支援拠点事業 （1）運営費（1 か所あたり年額） ア 一般型（利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施していない場合） （ア）基本分 ① 3～4 日型 ・職員を合計 3 名以上配置する場合 <u>7,493,000 円</u> ・職員を合計 2 名配置する場合 <u>5,945,000 円</u> ② 5 日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>10,192,000 円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>6,944,000 円</u> ③ 6～7 日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>10,804,000 円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>7,943,000 円</u> ※ ②及び③について、「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1（5）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事				・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合又は広域連合等の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ④地域ケア会議推進事業 ・1,272 千円×地域包括支援センター数（注） （注）介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。 3 地域活動支援センター機能強化事業 知事が必要と認めた額 4 地域子育て支援拠点事業 （2）運営費（1 か所あたり年額） ア 一般型（利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施していない場合） （ア）基本分 ① 3～4 日型 ・職員を合計 3 名以上配置する場合 <u>7,218,000 円</u> ・職員を合計 2 名配置する場合 <u>5,717,000 円</u> ② 5 日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>9,916,000 円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>6,667,000 円</u> ③ 6～7 日型 ・常勤職員を配置する場合 <u>10,491,000 円</u> ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>7,618,000 円</u> ※ ②及び③について、「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1（5）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持してい			基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更

改正後				改正前				【変更理由等】
	業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。				る場合は、『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。			
	(イ) 加算分				(イ) 加算分			
	①子育て支援活動の展開を図る取組				①子育て支援活動の展開を図る取組			基準額の変更
	3～4日型 <u>1,601,000 円</u>				3～4日型 <u>1,555,000 円</u>			基準額の変更
	5日型 <u>3,302,000 円</u>				5日型 <u>3,306,000 円</u>			基準額の変更
	6～7日型 <u>2,915,000 円</u>				6～7日型 <u>2,931,000 円</u>			基準額の変更
	②特別支援対応加算 <u>1,085,000 円</u>				②特別支援対応加算 <u>1,062,000 円</u>			基準額の変更
	③研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>23,000 円</u>				③研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>22,000 円</u>			基準額の変更
	④育児参加促進公衆休日実施加算 <u>412,000 円</u>				④育児参加促進公衆休日実施加算 <u>400,000 円</u>			基準額の変更
	イ 一般型（利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施している場合）				イ 一般型（利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施している場合）			
	(ア) 基本分				(ア) 基本分			
	①3～4日				①3～4日			
	・職員を合計3名以上配置する場合 <u>5,940,000 円</u>				・職員を合計3名以上配置する場合 <u>5,700,000 円</u>			基準額の変更
	・職員を合計2名配置する場合 <u>4,392,000 円</u>				・職員を合計2名配置する場合 <u>4,199,000 円</u>			基準額の変更
	②5日型				②5日型			
	・常勤職員を配置する場合 <u>8,639,000 円</u>				・常勤職員を配置する場合 <u>8,398,000 円</u>			基準額の変更
	・非常勤職員のみを配置する場合 <u>5,391,000 円</u>				・非常勤職員のみを配置する場合 <u>5,149,000 円</u>			基準額の変更
	③6～7日型				③6～7日型			
	・常勤職員を配置する場合 <u>9,251,000 円</u>				・常勤職員を配置する場合 <u>8,973,000 円</u>			基準額の変更
	・非常勤職員のみを配置する場合 <u>6,390,000 円</u>				・非常勤職員のみを配置する場合 <u>6,100,000 円</u>			基準額の変更
	※ ②及び③について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1（5）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。				※ ②及び③について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1（5）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。			
	(イ) 加算分				(イ) 加算分			
	①子育て支援活動の展開を図る取組				①子育て支援活動の展開を図る取組			

改正後				改正前				【変更理由等】
	3～4日型 <u>1,601,000 円</u> 5日型 <u>3,302,000 円</u> 6～7日型 <u>2,915,000 円</u> ②特別支援対応加算 <u>1,085,000 円</u> ③研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>23,000 円</u> ④育児参加促進公衆休日実施加算 <u>412,000 円</u> ウ 出張ひろば <u>1,620,000 円</u> エ 小規模型指定施設 (ア) 基本分 <u>3,112,000 円</u> (イ) 加算分 <u>1,556,000 円</u> オ 連携型 (ア) 基本分 3～4日型 <u>2,026,000 円</u> 5～7日型 <u>3,192,000 円</u> (イ) 加算分 ①地域の子育て力を高める取組 <u>491,000 円</u> ②特別支援対応加算 <u>1,085,000 円</u> ③研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>23,000 円</u> ④育児参加促進公衆休日実施加算 <u>412,000 円</u> ※ 事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によっては開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。 (2) 開設準備経費（1か所当たり年額） ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000 円 イ 礼金及び賃貸料（開設前月分） 1か所当たり 600,000 円 ※ ア・イとも令和 <u>5</u> 年度に支払われたものに限る。				3～4日型 <u>1,555,000 円</u> 5日型 <u>3,306,000 円</u> 6～7日型 <u>2,931,000 円</u> ②特別支援対応加算 <u>1,062,000 円</u> ③研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>22,000 円</u> ④育児参加促進公衆休日実施加算 <u>400,000 円</u> ウ 出張ひろば <u>1,547,000 円</u> エ 小規模型指定施設 (ア) 基本分 <u>3,046,000 円</u> (イ) 加算分 <u>1,523,000 円</u> オ 連携型 (ア) 基本分 3～4日型 <u>1,983,000 円</u> 5～7日型 <u>3,008,000 円</u> (イ) 加算分 ①地域の子育て力を高める取組 <u>486,000 円</u> ②特別支援対応加算 <u>1,062,000 円</u> ③研修代替職員配置加算 1人当たり年額 <u>22,000 円</u> ④育児参加促進公衆休日実施加算 <u>400,000 円</u> ※ 事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によっては開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。 (2) 開設準備経費（1か所当たり年額） ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000 円 イ 礼金及び賃貸料（開設前月分） 1か所当たり 600,000 円 ※ ア・イとも令和 <u>4</u> 年度に支払われたものに限る。			基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 基準額の変更 年度改正

改正後					改正前					【変更理由等】
	※なお、1 から 4 までの基準額について、上記により難しい場合には、別途、知事が認めた額を基準額とする。					※なお、1 から 4 までの基準額について、上記により難しい場合には、別途、知事が認めた額を基準額とする。				令和 5 年度から、多機関協働事業等に係る、新たな道負担が発生。
多機関協働事業等	以下により算定した額				多機関協働事業等 (参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業)の 実施に 必要な経費	多機関協働事業等 (参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業)の 1/4	(新設)			
	人口区分		基本額							
	1 万人未満		25,300,000 円							
	1 万人以上～3 万人未満		28,000,000 円							
	3 万人以上～5 万人未満		31,000,000 円							
	5 万人以上～10 万人未満		33,800,000 円							
	10 万人以上～20 万人未満		42,000,000 円							
	20 万人以上～30 万人未満		50,500,000 円							
	30 万人以上～50 万人未満		56,000,000 円							
	50 万人以上		61,800,000 円							
※人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年 1 月 1 日現在において住民基本台帳に記載されている者の数とすること。										
※なお、上記により難しい場合には、別途、知事が認めた額を基準額とする。										

改正後	改正前	【変更理由等】				
別紙様式第3 番 号 (元号) 年 月 日 北海道知事 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金の交付申請について 標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 交付金申請額 <table><tr><td>金</td><td>円</td></tr></table> 〔 内訳 包括的相談支援事業 金 円 地域づくり事業 金 円 多機関協働事業等 金 円 〕 2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること) (1) (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金所要額調書(別紙様式第3様式1) (2) 按分率算定様式(別紙様式第3様式2) (3) (元号) 年度包括的相談支援事業交付金所要額算定様式(別紙様式第3様式3) (4) 地域包括支援センター運営費別表(別紙様式第3様式4ア) (5) (元号) 年度包括的相談支援事業実施計画書(別紙様式第3様式4イ) (6) 利用者支援事業(別紙様式第3様式4ウ) (7) (元号) 年度地域づくり事業交付金所要額算定様式(別紙様式第3様式5) (8) 地域介護予防活動支援事業(別紙様式第3様式6力) (9) (元号) 年度 生活支援体制整備事業 実施計画書(別紙様式第3様式6キ) (10) (元号) 年度 地域づくり事業実施計画書(別紙様式第3様式6ク) (11) 地域子育て支援拠点事業(別紙様式第3様式6ケ) (12) (元号) 年度多機関協働事業等実施計画書(別紙様式第3様式7) (13) (元号) 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本	金	円	別紙様式第3 番 (元号) 年 月 北海道知事 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金の交付申請について 標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 交付金申請額 <table><tr><td>金</td><td>円</td></tr></table> 〔 内訳 包括的相談支援事業 金 円 地域づくり事業 金 円 〕 2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること) (1) (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金所要額調書(様式1) (2) 按分率算定様式(様式2) (3) (元号) 年度包括的相談支援事業交付金所要額算定様式(様式3) (4) (元号) 年度包括的相談支援事業実施計画書(様式4) (5) (元号) 年度地域づくり交付金所要額算定様式(様式5) (6) (元号) 年度地域づくり事業実施計画書(様式6) (7) (元号) 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本	金	円	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。
金	円					
金	円					

改正後

別紙様式第3様式7

(元号) 年度 多機関協働事業等 実施計画書

市町村名

人口区分

人口には、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における令和4年1月1日時点において住民基本台帳に記載されている者の数を記載すること。

(1)多機関協働事業

【事業内容】

委託先	直営・全部委託・一部委託の別
-----	----------------

※委託する場合のみ
※一部委託の場合は市区町村と委託先のそれぞれについて以下記載すること。委託先が複数になる場合にも、該当取組がわかるように記載すること。

【取組概要】

・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等の分野の相談支援機関間の連携を推進するための取組

・重層的支援会議の設置及び開催方法

・実施体制 等

【対象経費支出予定額内訳】

対象経費支出予定額	算出内訳	備考

(注) 1. 事業を委託する場合は、委託先団体名(法人格を含む)も記載すること。
2. すべての欄について記載すること。未記載の欄があった場合は、交付申請を受けることができないため注意すること。
3. 実施体制は、組織体制をはじめ、具体的な配置人員数や配置人員の保有資格、それぞれの人員の役割などを明確にすること。
4. 事業全体が分かる概要図や詳細を表した資料等がある場合は、添付すること。
5. セルの追加・削除は絶対に行わないこと。欄に入りきらない場合は、行を拡大して記載すること。

3-7-1

改正前

(新規)

【変更理由等】

「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、様式を追加。

改正後	改正前	【変更理由等】															
別紙様式第3様式7 (2)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【事業内容】 <table><thead><tr><th>委託先</th><th>直営・全部委託・ 一部委託の別</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td> 【取組概要】 ・潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するための取組 ・本人やその世帯とのつながりを形成するための取組 ・実施体制 等 </td><td colspan="2"> ※委託する場合のみ ※一部委託の場合は市区町村と委託先のそれぞれについて以下記載すること。委託先が複数になる場合にも、該当取組がわかるように記載すること。 </td></tr></tbody></table> 【対象経費支出予定額内訳】 <table><thead><tr><th>対象経費支出予定額</th><th>算出内訳</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1. 事業を委託する場合は、委託先団体名(法人格を含む)も記載すること。 2. すべての欄について記載すること。未記載の欄があった場合は、交付申請を受けることができないため注意すること。 3. 実施体制は、組織体制をはじめ、具体的な配置人員数や配置人員の保有資格、それぞれの人員の役割などを明確にすること。 4. 事業全体が分かる概要図や詳細を表した資料等がある場合は、添付すること。 5. セルの追加・削除は絶対に行わないこと。欄に入りきらない場合は、行を拡大して記載すること。 3-7-2	委託先	直営・全部委託・ 一部委託の別		【取組概要】 ・潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するための取組 ・本人やその世帯とのつながりを形成するための取組 ・実施体制 等	※委託する場合のみ ※一部委託の場合は市区町村と委託先のそれぞれについて以下記載すること。委託先が複数になる場合にも、該当取組がわかるように記載すること。		対象経費支出予定額	算出内訳	備考							(新規)	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、様式を追加。
委託先	直営・全部委託・ 一部委託の別																
【取組概要】 ・潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するための取組 ・本人やその世帯とのつながりを形成するための取組 ・実施体制 等	※委託する場合のみ ※一部委託の場合は市区町村と委託先のそれぞれについて以下記載すること。委託先が複数になる場合にも、該当取組がわかるように記載すること。																
対象経費支出予定額	算出内訳	備考															

改正後	改正前	【変更理由等】															
別紙様式第3様式7 (3)参加支援事業 【事業内容】 <table><tr><td>委託先</td><td>直営・全部委託・ 一部委託の別</td><td></td></tr></table> 【取組概要】 ・本人やその世帯の支援 ニーズを踏まえた丁寧なマッ チングとメニューづくり ・本人やその世帯への定着 支援、フォローアップ ・地域における社会資源の 活用体制構築 ・実施体制 等 ※委託する場合のみ ※一部委託の場合は市区町村と委託先の それぞれについて以下記載すること。委 託先が複数になる場合にも、該当取組が わかるように記載すること。 【対象経費支出予定額内訳】 <table><tr><td>対象経費支出予定額</td><td>算出内訳</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. 事業を委託する場合は、委託先団体名(法人格を含む)も記載すること。 2. すべての欄について記載すること。未記載の欄があった場合は、交付申請を受けることができないため注意すること。 3. 実施体制は、組織体制をはじめ、具体的な配置人員数や配置人員の保有資格、それぞれの人員の役割などを明確にすること。 4. 事業全体が分かる概要図や詳細を表した資料等がある場合は、添付すること。 5. セルの追加・削除は絶対に行わないこと。欄に入りきらない場合は、行を拡大して記載すること。 3-7-3	委託先	直営・全部委託・ 一部委託の別		対象経費支出予定額	算出内訳	備考										(新規)	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、様式を追加。
委託先	直営・全部委託・ 一部委託の別																
対象経費支出予定額	算出内訳	備考															

改正後				改正前				【変更理由等】																																											
別紙様式第4 番 号 (元号) 年 月 日 北海道知事 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金の変更交付申請について (元号) 年 月 日福祉第 号で交付決定を受けた標記交付金については、 次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 今回追加交付(一部取消)申請額 金 円 〔 内訳 交付金既交付決定額 金 円 変更後交付金所要額 金 円 〕 <table><thead><tr><th colspan="2"></th><th>交付金既交付 決定額(A)</th><th>変更後交付金 所要額(B)</th><th>今回追加交付(一 部取消)申請額 (B)―(A)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">北海道重層的支援体制整備事業交付金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">内</td><td>包括的相談支援事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域づくり事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>訳</td><td>多機関協働事業等</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 変更を必要とする理由 3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。						交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一 部取消)申請額 (B)―(A)	北海道重層的支援体制整備事業交付金		円	円	円	内	包括的相談支援事業				地域づくり事業				訳	多機関協働事業等				別紙様式第4 番 号 (元号) 年 月 日 北海道知事 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金の変更交付申請について (元号) 年 月 日福祉第 号で交付決定を受けた標記交付金については、 次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。 1 今回追加交付(一部取消)申請額 金 円 〔 内訳 交付金既交付決定額 金 円 変更後交付金所要額 金 円 〕 <table><thead><tr><th colspan="2"></th><th>交付金既交付 決定額(A)</th><th>変更後交付金 所要額(B)</th><th>今回追加交付(一 部取消)申請額 (B)―(A)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">北海道重層的支援体制整備事業交付金</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">内</td><td>包括的相談支援事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域づくり事業</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 変更を必要とする理由 3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。						交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一 部取消)申請額 (B)―(A)	北海道重層的支援体制整備事業交付金		円	円		内	包括的相談支援事業				地域づくり事業				「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。
		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一 部取消)申請額 (B)―(A)																																															
北海道重層的支援体制整備事業交付金		円	円	円																																															
内	包括的相談支援事業																																																		
	地域づくり事業																																																		
訳	多機関協働事業等																																																		
		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一 部取消)申請額 (B)―(A)																																															
北海道重層的支援体制整備事業交付金		円	円																																																
内	包括的相談支援事業																																																		
	地域づくり事業																																																		

改正後	改正前	【変更理由等】
別紙様式第5 番 号 (元号) 年 月 日 北海道知事 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金の事業実績報告について (元号) 年 月 日福祉第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。 (添付書類) (1) (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金精算書(別紙様式第5様式1) (2) 按分率算定様式(別紙様式第5様式2) (3) (元号) 年度包括的相談支援事業交付金所要額算定様式(別紙様式第5様式3) (4) 地域包括支援センター運営費別表(別紙様式第5様式4ア) (5) (元号) 年度包括的相談支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(別紙様式第5様式4イ) (6) 利用者支援事業(別紙様式第5様式4ウ) (7) (元号) 年度地域づくり事業交付金所要額算定様式(別紙様式第5様式5) (8) 地域介護予防活動支援事業(別紙様式第5様式6カ) (9) (元号) 年度 生活支援体制整備事業 実施報告書(別紙様式第5様式6キ) (10) (元号) 年度 地域づくり事業実施報告書(別紙様式第5様式6ク) (11) 地域子育て支援拠点事業(別紙様式第5様式6ケ) (12) (元号) 年度多機関協働事業等実施報告書(別紙様式第5様式7) (13) (元号) 年度歳入歳出決算書(見込書)抄本	別紙様式第5 番 号 (元号) 年 月 日 北海道知事 殿 市 町 村 長 広域連合代表 組 合 長 (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金の事業実績報告について (元号) 年 月 日福祉第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。 (添付書類) (1) (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金精算書(様式1) (2) 按分率算定様式(様式2) (3) (元号) 年度包括的相談支援事業交付金所要額算定様式(様式3) (4) (元号) 年度包括的相談支援事業実施報告書(様式4) (5) (元号) 年度地域づくり交付金所要額算定様式(様式5) (6) (元号) 年度地域づくり事業実施報告書(様式6) (7) (元号) 年度歳入歳出決算書(見込書)抄本	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、様式を追加。

改正後	改正前	【変更理由等】											
別紙様式第5様式7 (元号) 年度 重層的支援体制整備事業 実績報告書 市町村名 人口区分 人口には、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における令和4年1月1日時点において住民基本台帳に記載されている者の数を記載すること。 (1)多機関協働事業 【事業内容】 <table><tr><td>委託先</td><td>直営・全部委託・一部委託の別</td></tr></table> ※委託する場合のみ ※一部委託の場合は市区町村と委託先のそれぞれについて以下記載すること。委託先が複数になる場合にも、該当取組がわかるように記載すること。 【取組概要】 ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等の分野の相談支援機関間の連携を推進するための取組 ・重層的支援会議の設置及び開催方法 ・実施体制 等 【対象経費支出済額内訳】 <table><tr><th>対象経費支出済額</th><th>算出内訳</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. 事業を委託する場合は、委託先団体名(法人格を含む)も記載すること。 2. すべての欄について記載すること。未記載の欄があった場合は、交付申請を受けることができないため注意すること。 3. 実施体制は、組織体制をはじめ、具体的な配置人員数や配置人員の保有資格、それぞれの人員の役割などを明確にすること。 4. 事業全体が分かる概要図や詳細を表した資料等がある場合は、添付すること。 5. セルの追加・削除は絶対に行わないこと。欄に入りきらない場合は、行を拡大して記載すること。	委託先	直営・全部委託・一部委託の別	対象経費支出済額	算出内訳	備考							(新規)	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、様式を追加。
委託先	直営・全部委託・一部委託の別												
対象経費支出済額	算出内訳	備考											

[illegible]

改正後	改正前	【変更理由等】												
別紙様式第5様式7 (2)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【事業内容】 <table><tr><td>委託先</td><td>直営・全部委託・ 一部委託の別</td><td></td></tr></table> ※委託する場合のみ ※一部委託の場合は市区町村と委託先のそれぞれについて以下記載すること。委託先が複数になる場合にも、該当取組がわかるように記載すること。 【取組概要】 ・潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するための取組 ・本人やその世帯とのつながりを形成するための取組 ・実施体制 等 【対象経費支出済額内訳】 <table><tr><td>対象経費支出済額</td><td>算出内訳</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. 事業を委託する場合は、委託先団体名(法人格を含む)も記載すること。 2. すべての欄について記載すること。未記載の欄があった場合は、交付申請を受けることができないため注意すること。 3. 実施体制は、組織体制をはじめ、具体的な配置人員数や配置人員の保有資格、それぞれの人員の役割などを明確にすること。 4. 事業全体が分かる概要図や詳細を表した資料等がある場合は、添付すること。 5. セルの追加・削除は絶対に行わないこと。欄に入りきらない場合は、行を拡大して記載すること。 5-7-2	委託先	直営・全部委託・ 一部委託の別		対象経費支出済額	算出内訳	備考							(新規)	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、様式を追加。
委託先	直営・全部委託・ 一部委託の別													
対象経費支出済額	算出内訳	備考												

改正後	改正前	【変更理由等】																					
別紙様式第5様式7 (3)参加支援事業 【事業内容】 <table><tr><td>委託先</td><td>直営・全部委託・ 一部委託の別</td></tr><tr><td>【取組概要】</td><td>※委託する場合のみ ※一部委託の場合は市区町村と委託先の それぞれについて以下記載すること。委 託先が複数になる場合にも、該当取組が わかるように記載すること。</td></tr><tr><td colspan="2">・本人やその世帯の支援 ニーズを踏まえた丁寧なマッ チングとメニューづくり</td></tr><tr><td colspan="2">・本人やその世帯への定着 支援、フォローアップ</td></tr><tr><td colspan="2">・地域における社会資源の 活用体制構築</td></tr><tr><td colspan="2">・実施体制 等</td></tr></table> 【対象経費支出済額内訳】 <table><tr><td>対象経費支出済額</td><td>算出内訳</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. 事業を委託する場合は、委託先団体名(法人格を含む)も記載すること。 2. すべての欄について記載すること。未記載の欄があった場合は、交付申請を受けることができないため注意すること。 3. 実施体制は、組織体制をはじめ、具体的な配置人員数や配置人員の保有資格、それぞれの人員の役割などを明確にすること。 4. 事業全体が分かる概要図や詳細を表した資料等がある場合は、添付すること。 5. セルの追加・削除は絶対に行わないこと。欄に入りきらない場合は、行を拡大して記載すること。 5-7-3	委託先	直営・全部委託・ 一部委託の別	【取組概要】	※委託する場合のみ ※一部委託の場合は市区町村と委託先の それぞれについて以下記載すること。委 託先が複数になる場合にも、該当取組が わかるように記載すること。	・本人やその世帯の支援 ニーズを踏まえた丁寧なマッ チングとメニューづくり		・本人やその世帯への定着 支援、フォローアップ		・地域における社会資源の 活用体制構築		・実施体制 等		対象経費支出済額	算出内訳	備考							(新規)	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。
委託先	直営・全部委託・ 一部委託の別																						
【取組概要】	※委託する場合のみ ※一部委託の場合は市区町村と委託先の それぞれについて以下記載すること。委 託先が複数になる場合にも、該当取組が わかるように記載すること。																						
・本人やその世帯の支援 ニーズを踏まえた丁寧なマッ チングとメニューづくり																							
・本人やその世帯への定着 支援、フォローアップ																							
・地域における社会資源の 活用体制構築																							
・実施体制 等																							
対象経費支出済額	算出内訳	備考																					

改正後	改正前	【変更理由等】																																															
別紙様式第6 福祉第 号指令 （元号） 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金交付決定通知書 （市町村等名） （元号）年 月 日 第 号で申請のあった社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の9に基づく（元号） 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金については、次のとおり交付します。 （元号） 年 月 日 北海道知事 氏 名 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、（元号）年 月 日福祉第 号による「北海道重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は （元号）年 月 日第 号申請書記載のとおりです。 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。 <table><tr><td>事業に要する経費</td><td>金</td><td>円</td></tr><tr><td>交付金の額</td><td>金</td><td>円</td></tr></table> 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりです。 <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">事業に要する経費</td><td colspan="2">交付金の額</td></tr><tr><td>包括的相談支援事業</td><td>金</td><td>円</td><td>金</td><td>円</td></tr><tr><td>地域づくり事業</td><td>金</td><td>円</td><td>金</td><td>円</td></tr><tr><td>多機関協働事業等</td><td>金</td><td>円</td><td>金</td><td>円</td></tr></table> 4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものです。 5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものです。 （1）北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、交付要綱及び決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。 （2）事業に要する経費については、別表の「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、「多機関協働事業等」の区分を超えて配分の変更してはなりません。なお、各区分の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければならないこととし、「多機関協働事業等」の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事への協議を不要とします。 （3）（2）に定める場合のほか、事業の内容を変更するときは、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではありません。 （4）事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。 （5）事業が期限までに完了しないとき又は事業の執行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。 （6）事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。 （7）この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。 （8）（7）の命令に違反したときは、当該事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。	事業に要する経費	金	円	交付金の額	金	円	区 分	事業に要する経費		交付金の額		包括的相談支援事業	金	円	金	円	地域づくり事業	金	円	金	円	多機関協働事業等	金	円	金	円	別紙様式第6 福祉第 号指令 （元号） 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金交付決定通知書 （市町村等名） （元号）年 月 日 第 号で申請のあった社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の9に基づく（元号） 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金については、次のとおり交付します。 （元号） 年 月 日 北海道知事 氏 名 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、（元号）年 月 日福祉第 号による「北海道重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は （元号）年 月 日第 号申請書記載のとおりです。 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。 <table><tr><td>事業に要する経費</td><td>金</td><td>円</td></tr><tr><td>交付金の額</td><td>金</td><td>円</td></tr></table> 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりです。 <table><tr><td>区 分</td><td colspan="2">事業に要する経費</td><td colspan="2">交付金の額</td></tr><tr><td>包括的相談支援事業</td><td>金</td><td>円</td><td>金</td><td>円</td></tr><tr><td>地域づくり事業</td><td>金</td><td>円</td><td>金</td><td>円</td></tr></table> 4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものです。 5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものです。 （1）北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、交付要綱及び決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。 （2）事業に要する経費については、別表の「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、の区分を超えて配分の変更してはなりません。なお、各区分の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければなりません。 （3）（2）に定める場合のほか、事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではありません。 （4）事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。 （5）事業が期限までに完了しないとき又は事業の執行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。 （6）事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。 （7）この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。 （8）（7）の命令に違反したときは、当該事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。 （9）この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。	事業に要する経費	金	円	交付金の額	金	円	区 分	事業に要する経費		交付金の額		包括的相談支援事業	金	円	金	円	地域づくり事業	金	円	金	円	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。
事業に要する経費	金	円																																															
交付金の額	金	円																																															
区 分	事業に要する経費		交付金の額																																														
包括的相談支援事業	金	円	金	円																																													
地域づくり事業	金	円	金	円																																													
多機関協働事業等	金	円	金	円																																													
事業に要する経費	金	円																																															
交付金の額	金	円																																															
区 分	事業に要する経費		交付金の額																																														
包括的相談支援事業	金	円	金	円																																													
地域づくり事業	金	円	金	円																																													

改正後	改正前	【変更理由等】
別紙様式第7 福祉第号 (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金変更交付決定通知書 (市町村等名) (元号) 年 月 日福祉第 号で交付決定された(元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知します。 (元号) 年 月 日 北海道知事氏 名 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年 月 日福祉第 号による「北海道重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は (元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおりです。 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりです。 事業に要する経費 金 円(内今回増加(減少)額 金 円) 交付金の額 金 円(内今回追加交付(一部取消)額 金 円) 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりです。 区 分 事業に要する経費 交付金の額 (1)包括的相談支援事業 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 (2)地域づくり事業 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 (3)多機関協働事業等 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものです。 5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものです。 (1)北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、交付要綱及び決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。 (2)事業に要する経費については、別表の「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、「多機関協働事業等」の区分を超えて配分の変更してはなりません。なお、各区分の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければなりません。 (3)(2)に定める場合のほか、事業の内容を変更するときは、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではありません。 (4)事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。	別紙様式第7 福祉第号 (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金変更交付決定通知書 (市町村等名) (元号) 年 月 日福祉第 号で交付決定された(元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知します。 (元号) 年 月 日 北海道知事氏 名 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号) 年 月 日福祉第 号による「北海道重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は (元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおりです。 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりです。 事業に要する経費 金 円(内今回増加(減少)額 金 円) 交付金の額 金 円(内今回追加交付(一部取消)額 金 円) 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりです。 区 分 事業に要する経費 交付金の額 (1)包括的相談支援事業 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 (2)地域づくり事業 金 円 金 円 内今回増加(減少)額 金 円 内今回追加交付(一部取消)額 金 円 4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものです。 5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものです。 (1)北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、交付要綱及び決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。 (2)事業に要する経費については、別表の「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」、の区分を超えて配分の変更してはなりません。なお、各区分の範囲内における各事業に要する経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければなりません。 (3)(2)に定める場合のほか、事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではありません。 (4)事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。	「多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。

改正後					改正前					【変更理由等】																																																		
別紙様式第8					別紙様式第8					多機関協働事業等」について、令和5年度から都道府県負担が新たに発生するため、文言を追加。																																																		
福祉第 号					福祉第 号																																																							
(元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金交付額確定通知書					(元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金交付額確定通知書																																																							
(市町村名)					(市町村名)																																																							
(元号) 年 月 日福祉第 号で交付決定された(元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、交付額が別表のとおり確定されたので通知する。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、返還を命じる。 1 返還すべき交付金は知事が別に発行する変更通知書により納付する。 2 返還すべき交付金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。 (元号) 年 月 日 北海道知事 氏 名 (別表) (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金交付額確定内訳書 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">市 町 村 名 広域連合等名</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>確定額</td><td>追加交付額</td><td>返還を要する額</td></tr><tr><td colspan="2">北海道重層的支援体制整備事業交付金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>包括的相談支援事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域づくり事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>多機関協働事業等</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							市 町 村 名 広域連合等名				確定額	追加交付額	返還を要する額	北海道重層的支援体制整備事業交付金		円	円	円	内 訳	包括的相談支援事業				地域づくり事業				多機関協働事業等				(元号) 年 月 日福祉第 号で交付決定された(元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金については、(元号) 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、交付額が別表のとおり確定されたので通知する。 なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、返還を命じる。 1 返還すべき交付金は知事が別に発行する変更通知書により納付する。 2 返還すべき交付金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。 (元号) 年 月 日 北海道知事 氏 名 (別表) (元号) 年度北海道重層的支援体制整備事業交付金交付額確定内訳書 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">市 町 村 名 広域連合等名</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>確定額</td><td>追加交付額</td><td>返還を要する額</td></tr><tr><td colspan="2">北海道重層的支援体制整備事業交付金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">内 訳</td><td>包括的相談支援事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域づくり事業</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							市 町 村 名 広域連合等名				確定額	追加交付額	返還を要する額	北海道重層的支援体制整備事業交付金		円	円	円	内 訳	包括的相談支援事業				地域づくり事業				
		市 町 村 名 広域連合等名																																																										
		確定額	追加交付額	返還を要する額																																																								
北海道重層的支援体制整備事業交付金		円	円	円																																																								
内 訳	包括的相談支援事業																																																											
	地域づくり事業																																																											
	多機関協働事業等																																																											
		市 町 村 名 広域連合等名																																																										
		確定額	追加交付額	返還を要する額																																																								
北海道重層的支援体制整備事業交付金		円	円	円																																																								
内 訳	包括的相談支援事業																																																											
	地域づくり事業																																																											